

令和6年度

沼田市ファシリティマネジメント施策に関する  
民間提案制度実施要項

令和6年9月

沼田市

## 1 民間提案制度の概要

沼田市（以下、「本市」という。）では、本市が所有又は管理する資産とその環境を経営的な視点から捉え、総合的に施設経費の最小化や施設効用の最大化を図るファシリティマネジメント（以下「公共FM」という。）の取組を推進しています。

沼田市ファシリティマネジメントに関する民間提案制度（以下「民間提案制度」という。）は、公共FMに関する施策の一環として、市有施設の運営や維持管理において、民間の知恵やアイデア等を最大限活用し、市民サービスの向上、地域経済の活性化、財政負担の軽減及び地域課題の早期解決を目的に、民間から事業提案を募集し、予算措置などの条件が整った場合に事業化する制度です。

## 2 提案者

提案者は、申込み時において、次に掲げる条件を全て満たす民間企業、NPO法人等の法人、個人事業主、任意団体（以下「民間事業者等」という。）とします。

- (1) 自ら提案した内容を的確に遂行する意思と能力を有していること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。
- (3) 2年以内に手形交換所による取引停止処分（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている者のうち、当該手続開始の決定後、競争入札参加資格の再認定を受けた者を除く。）を受けていないこと。
- (4) 6ヶ月以内に不渡手形又は不渡小切手（会社更生法に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法に基づく再生手続開始の申立てがなされている者のうち、当該手続開始の決定後、競争入札参加資格の再認定を受けた者を除く。）を出していないこと。
- (5) 所有する資産に対し、仮差押命令、差押命令、保全差押又は競売手続の開始決定がなされていないこと。
- (6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第3条又は第4条の規定に基づき都道府県公安委員会が指定した暴力団等の構成員を、役員、代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用していないこと。
- (7) 沼田市暴力団排除条例（平成24年沼田市条例第21号）に定める暴力団員等と密接な関係を有していないこと。

- (8) 法人税並びに消費税及び地方消費税を滞納していないこと。
- (9) 前各号に掲げるもののほか、実施要項において特記される事項を満たしていること。

### 3 募集内容

#### (1) 対象

本市が所有又は管理する全ての土地及び公共施設を対象に提案を募集します。対象土地及び施設の詳細については、事務局までご相談ください。

#### (2) 提案条件

- ① 沼田市にとって、新たな負担増とならないこと。(ただし、提案内容が本市に財政的効果をもたらす場合等において、本市の財政支出を伴う提案を排除するものではありません。)
- ② 沼田市に必ずメリットがあること。(単純な営業活動や単なる事業を廃止するものは対象外とします。)
- ③ 法令により、市がすべき事業とされていないこと。(法令で可能とされるものでも、市が直接実施すると判断するものは対象外とします。)
- ④ 提案書提出前に1回以上事前相談を行うこと。

#### (3) 提案の区分

次に掲げる区分により募集します。

- ・ テーマフリー型  
事業者による自由な提案。

#### (4) 想定する提案内容

- ① 低未利用施設・土地や施設の空きスペースを有効活用し、市民サービスや行政の生産性向上につながる提案
- ② 光熱水費削減や保守管理費削減に関する提案
- ③ ネーミングライツ、広告掲載、その他事業により市の財政に貢献する提案

#### 4 日程

手続内容	年月日
実施要項の公表	令和6年9月2日（月）
事前相談・現地調査	実施要項の公表から令和6年11月29日（金）まで
簡易提案書受付	令和6年11月29日（金）まで
プレゼンテーション・提案選定	令和6年12月下旬
提案事業採択決定	令和7年1月上旬
詳細協議	令和7年1月上旬以降（採択決定以降）
事業化の決定	協議が成立したものから順次事業化
契約の締結	協議成立時。ただし、予算措置が必要な場合は、予算措置が成立した時点

#### 5 参加申込方法

##### （1） 提案書等の書類提出

提案団体調書（様式第1号）、誓約書（様式第2号）、簡易提案書（様式第3号）及び関連事業実績一覧表（様式第4号※任意提出）に必要事項を記載し、必要に応じて関連資料も併せて各1部を次の方法により提出してください。

##### ① 受付期限

令和6年9月2日（月） ～ 令和6年11月29日（金）

##### ② 提出方法及び提出先

電子メールにより、事務局（P5に記載）メールアドレス宛提出してください。

#### 6 提案事業の採否

##### （1） 提案審査

提案事業の採否については、本市が設置する審査委員会において提案書やプレゼンテーションを基に審査し決定します。なお、テーマ設定型の募集案件については、別紙審査表に基づき審査いたします。

プレゼンテーションの日程等については別途通知します。また、簡易な案件については、書類審査のみで協議対象に選定する可能性があります。

##### （2） 提案事業の採否決定と公表

また、民間提案の採否を決定し、民間提案を採用し事業化を進めるものは事業計画を、採用しないものはその理由を明らかにし、市のホームページ等で公表します。

- ① 採用（一部採用）：民間提案を採用し、事業化を進めると判断した場合
- ② 継続協議：事業化の可能性はあるが、課題等の整理が必要な場合
- ③ 不採用：事業化に適さないと判断した場合

## 7 事業化までの手続き

採用された提案事業の事業化や契約締結までの手続きについては、次の手順で行います。

### (1) 書類提出

採用された提案事業の提案者は、次の①から③までの書類を各々2部（（正本1部、副本1部）、④を市が指定する部数（正本1部含む）提出してください。なお、提出時期等は別途通知します。

- ① 法人登記事項証明書又は登記事項証明書に準ずる書類
- ② 構成員、責任の範囲を定めた協定書等（任意様式）※共同事業体の場合
- ③ 提案事業の実施に必要な技術者等の資格証明書※必要に応じて提出
- ④ 企画提案書（任意様式）

簡易提案書に応じた提案内容及びプレゼンテーションで確認した事項等を基に、事業の実施方法、事業スケジュール、経費計画及び事業実施体制等の内容を記載したもの

### (2) 事業化・契約締結までの手続き

- ① 採用された提案事業の提案者は、交渉権者となり契約を締結するまでの諸条件について、市と詳細協議を進めます。なお、この際の協議は、企画提案書の範囲内で行うものとし、協議が整わない場合は事業化されません。
- ② 交渉権者は、予算措置を含めて協議が整った場合に事業実施者として本市と契約（随意契約）を締結します。

## 8 留意事項

### (1) 費用負担

提案に関する全ての資料の作成・提出・協議等にかかる費用については、提案者の負担とします。

### (2) 提出書類の取扱い

提出書類の著作権は、提案者に帰属しますが、提出書類は返却しません。また、提案者は、市が設置する審査会や事業化の検討における提出書類の利用、事業名称や概略等の公表に同意することとします。ただし、提案者の独自のノウハウ等が含まれている内容については、公表の対象としません。

(3) 特許権等の侵害防止

提案者は、提出書類が第三者の有する特許権等を侵害するものでないことを本市に対して保証することとします。提案者は、提出書類が第三者の特許権等を侵害し、第三者に対しての損害の賠償を行い、又は必要な措置を講じなければならないときは、提案者がその賠償額を負担し、又は必要な措置を講ずるものとします。

(4) 情報公開

沼田市情報公開条例に基づき、情報公開請求により一部又は全部を公開することがあります。(提案者独自のノウハウ等の内容は除く。)

(5) 提案者の失格

提案者が次のいずれかに該当する場合は失格とします。

- ① 本要項に定める手続きを遵守しない場合
- ② 提出書類に虚偽の記載があった場合
- ③ 審査の公平性に影響を与える行為があった場合

(6) 提案の辞退

提案を辞退する場合は、辞退届出書(様式第5号)を提出すること。

(7) 不測の事態への対応

本要項に記載されていない事項及び想定されない事態が発生した場合には、本市と別途協議を行うものとします。

## 9 事務局

沼田市総務部財政課FM推進係

担当：静野

〒378-8501 群馬県沼田市下之町888番地

電話：0278-23-2111(内線4046)

FAX：0278-24-5179

E-mail：[kanzai@city.numata.gunma.jp](mailto:kanzai@city.numata.gunma.jp)